

平成22年3月1日改正

## 独立行政法人情報通信研究機構職員の給与等の支給基準

- 1 パーマネント職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び業務の実績等を考慮して理事長が定めるものとする。
- 2 職員の給与は、本給、職責手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、資格手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜労働手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、在勤手当、裁量労働調整額、一時金及び退職手当とする。
- 3 職員の本給は、月額とし、本給表の種類は、研究職本給表及び総合職本給表とし、各本給表の適用範囲は、それぞれの当該本給表に定めるところによる。  
職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。
- 4 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当は一般職給与法の規定に準じて支給する。また、寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に準じて支給する。
- 5 職責手当は、職務の責任の度合いに応じ別に定めるところにより支給する。
- 6 地域手当は、総合職本給表の適用を受ける職員に一般職給与法の規定に準じて支給する。ただし、在勤地が東京都小金井市となる職員にあっては、支給割合を100分の12とする。
- 7 研究員調整手当は、研究職本給表の適用を受ける職員に支給する。  
研究員調整手当の月額は、本給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。
- 8 資格手当は、法令等により機構として選任を義務付けられている者として満たすべき資格を有する職員であって、当該職員を選任した場合には、別に定めるところにより支給する。
- 9 超過勤務手当は、当該超過勤務を行った場合その実績に応じて労働基準法に準じて支給する。
- 10 深夜労働手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した場合に別に定めるところにより支給する。

1 1 期末手当は、6月及び12月に支給し、基準日以前6か月以内の在職期間に応じて、基準日現在において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当又は研究員調整手当の月額、職員の役職段階に応じた加算額及び職員の管理職区分に応じた加算額の合計額に別に定める割合を乗じて得た額とする。

期末手当の支給の差し止め等については、一般職給与法の規定に準じる。

1 2 勤勉手当は、6月及び12月に支給し、基準日以前6か月以内の勤務期間及び基準日の属する前年度の期間における勤務成績に応じて、基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当又は研究員調整手当の月額、職員の役職段階に応じた加算額及び職員の管理職区分に応じた加算額の合計額に別に定める割合を乗じて得た額とする。

1 3 管理職員等には、超過勤務手当は支給しない。

1 4 在勤手当は、本邦外に置かれる事業所に勤務する職員に、別に定めるところにより支給する。

1 5 裁量労働調整額は、裁量労働制の適用者に支給する。

1 6 一時金は、理事長が特に必要と認める場合には、別に定めるところにより支給する。

1 7 退職手当は、退職の際におけるその者の在職期間等を鑑み国家公務員退職手当法の支給割合に準じて別に定めるところにより支給する。

1 8 有期雇用職員の給与については、別に定める。

1 9 平成18年3月31日から平成18年4月1日に掛けて引き続き同じ名称の本給表の適用をうける職員で、その者の受ける本給の月額が平成18年3月31日において受けていた本給の月額に達しないこととなる職員には、この基準に基づく本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。